

第 1 回における主な御意見

現在の融資・再生実務の課題について

(融資実務)

- 事業性のある地域企業を支えないと、地域の生産や消費がなくなる。事業を支えるためにも、資金調達の方法は多いほうが望ましい。
- 金融機関は、融資判断が横並びで、不動産等をもつリスクの低い事業者に集中している。グローバル競争の中で遅れをとらぬよう、リスクをとっていく必要。
- 金融機関には事業をみてリスクを見極めて融資することが望まれるが、現状ノウハウが必ずしも十分ではない。在庫や売掛金を担保にとると商筋が分かるという声ができるなど、担保管理の副次的効果として事業を把握するという実態もある。
- 金融機関が、事業を見るノウハウを高めるインセンティブをもつためには、事業を見てリスクをとることで儲かるようになることが必要。今でも全資産を担保化する融資は行われているが、対象はあくまで個別資産でのれん等は含まれない。
- 事業者も、金融機関にリスクとってもらいたいのであれば、情報を包み隠さず伝えるとともに、自社の事業の将来性等をしっかりとアピールする必要がある。

(事業再生実務)

- 現在は、金融機関が、事業を見てリスクをとるインセンティブをもちにくい。貸し手は、個別資産の担保さえあれば、事業の業績が悪くなくても、損失を被らない一方、再建を主導するリスクに見合ったリターンが得にくい（事業者に寄り添い支援をする金融機関の方が、不動産担保をもつだけで支援をしない金融機関よりも、債権の回収率が低くなる場合もある）。再建支援に自信のあるファンド等の参入や競争も生じにくいいため、事業価値の最大化も図りづらい。
- 再生局面で、事業をバックアップするような貸し手がない場合が多い。現在は弁護士やコンサルが事業再生を主導し、経営者や債権者と相談して進めている。
- 窮境に置かれた事業者へのマインドセットが重要。日本では延滞する事業者からは離れてしまいがちだが、アメリカでは Let's talk となりむしろ関係が深まる。
- そのほか、現在の課題として、複数の貸し手が多様な利害をもちその調整コストが大きいこと、事業再生を主導する者が限られスポンサーの探索がより難しくなること、商取引先への支払いサイトが長く商取引債務が大きいことなどがある。
- これらは担保・再生法制だけの問題なのか、他に要因がないか考える必要。例えば個別財産の換価のための専門人材や流通市場等の育成が必要ではないか。

包括的な担保権について

(融資実務への影響)

- 事業者としては、金融機関が、知財や顧客基盤等の無形資産を含む事業全体を見てミドルリスクをとりやすく、また事業を支えやすくなるとありがたい。
- 融資形態として、1行貸しあるいはシンジケートローンが予想される。1行の地位やエージェントの地位を巡って、競争することになる。
- 包括的な担保の価値は、事業を支えないと減少してしまうため、金融機関と事業者の関係は、かつてのメインバンク制に近づく。但し、かつてのメインバンク制自体にはガバナンス上の問題が指摘されていたことにも留意が必要。
- アメリカは、銀行が借り手に細かな助言をした場合に責任が問われるなど、日本の銀行に比べると弱く、銀行自身は助言せず専門家の選任・活用を求める実務。
- 担保権の実行方法として、最も高い価値で事業が譲渡されるように設計することが、全ての利害関係者にとって望ましい。
- 過剰担保や乗っ取り等の弊害の懸念にも対処できるよう、制度設計をする必要。また、事業者において、信用できない貸し手には設定しないことも必要。

(事業再生実務への影響)

- 包括的な担保権をもつ貸し手が再生を主導すれば、貸し手間の利害調整コストを軽減しうる。特に商取引先を巻き込まない形の事業譲渡がより円滑になりうる。
- 包括的な担保権をもてる貸し手を制限するかで、実務への影響が変わる。自身の目利きで再建する自信のあるファンド等が活用する場合、海外の実務に近づく。
- (包括的な担保権を設定せず)債務者主導で行う従来型の再建もいいし、包括的な担保権者が、スポンサー探しも含め価値最大化を主導する再建があってもいい。
- 事業を継続しながら価値を最大化できるような担保権の実行方法、事業を継続できるような担保権の効力や範囲など、難しい制度設計が必要になる。
- 包括的な担保をもつ貸し手が再生困難とみる場合も、他の貸し手は再生可能とみるかもしれない、既存担保への優先も考える必要（アメリカの Priming Lien）。

その他

- そもそも担保法制は何のためにあるのか。担保法制は債務者単位でなく個別資産単位で設計すべきなのか。当事者間の契約では同じ目的を達成できないのか。
- 世界銀行の事業環境ランキングにおける日本の資金調達環境の評価は低い。包括的な担保権の有無も評価基準の1つとされている。但し、同ランキングに従えばいいわけではなく、事業者を支える実務という観点から、十分な検討が必要。